

京都大学国際高等教育院におけるデジタルサイネージへの民間企業等の広告掲載に関する取扱い

令和7年7月15日
国際高等教育院長裁定制定

1. 目的

本取扱いは京都大学国際高等教育院（以下「教育院」という。）が管理するデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）に掲載する民間企業等の広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. サイネージの規格

広告を掲載するサイネージの規格は別表のとおりとする。

3. 広告の掲載基準

サイネージへの広告掲載は、京都大学及び教育院の本来の業務に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り行うものとし、掲載する広告は、本学学生の教育・研究、キャリア形成又はキャンパスライフに資する内容とする。広告の内容が以下の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を認めない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (5) 著作権、商標権その他の知的財産を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (7) 宗教的または政治的な内容を含むもの
- (8) 社会問題についての特定の主義主張を含むもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 賭博及びギャンブルに関するもの
- (13) その他教育機関として広告を掲載することが適当でないとして教育院長が判断するもの

4. 広告掲載希望者の要件

サイネージへの広告掲載希望者は、以下の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

- に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (3) 社会問題をおこしているもの
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制下にあるもの
 - (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
 - (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
 - (7) 政治団体
 - (8) 宗教団体
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
 - (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
 - (11) その他教育機関として広告を掲載することが適当でないとして教育院長が判断するもの

5. 広告掲載の申込、審査及び決定

広告掲載を希望する民間企業等は、所定の申請書に、広告原稿、広告内容の説明及び会社概要を添えて、教育院長に広告掲載を申し込む。教育院長は教育院調整会議による審査を経て掲載可否を決定し、申請者に掲載可否を通知する。

6. 広告掲載料の納付

- (1) 広告掲載が決定した民間企業等（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を本学が発行する請求書により指定する期日までに納付するものとする。
- (2) 納付された広告掲載料は原則として返還しない。ただし、広告掲載料の納付後に教育院の責に帰すべき事由により広告を掲載しなかったときは、必要な経費を差し引いた金額を広告主に返還する。

7. 広告掲載の決定の取消し

教育院長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。教育院長は、広告掲載の決定を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知しなければならない。

- (1) 広告主から所定の期日までに広告掲載料が納付されない場合
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合
- (3) 広告主が倒産又は破産等をした場合
- (4) 広告主が指定する期日までに広告掲載の取下げを申し出た場合

- (5) 広告主からの申込みの内容に虚偽があるなど信頼関係を損なう事実が判明した場合
- (6) サイネージの運用に支障が生じた場合
- (7) その他教育院長が広告掲載の決定の取消しが必要であると認めた場合

8. 広告主の責務

- (1) 広告の内容又はこれに起因する一切の責任は、広告主が負うものとし、本学はいかなる責務も負わない。
- (2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、本学に対して保証するものとする。

9. 損害賠償請求

本学は、広告主の責に帰すべき事由により、損害を被った場合は、広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

10. 免責

広告の内容に関する苦情等の紛争については、広告主の責任において解決することとし、本学はその責任を負わないものとする。

11. 協議

この取扱いに定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育院と広告主双方が誠意をもって協議するものとする。

12. 事務

教育院におけるサイネージへの広告掲載に関する事務は、学務部において処理する。

13. その他

この取扱いに定めるもののほか、教育院におけるサイネージへの広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

別表

規格	単位	備考
65 型	1 枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静止画 ・ 広告の放映時間は、土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（6月18日）、授業実施期間外（8～9月及び2～3月）を除く8：00～19：00。 ・ 1回当たりの放映時間30秒を1日20回程度放映。